

平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件

申立人 〇 〇 〇 〇

相手方 株式会社〇〇〇

## 調停前の措置命令申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

申立人代理人司法書士 〇 〇 〇 〇 印

### 申立ての趣旨

相手方は、御庁平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件が終了するまで、申立人及び連帯保証人〇〇〇〇に対し東京法務局所属公証人〇〇〇〇作成平成〇年〇〇〇〇号債務弁済契約公正証書を債務名義とする仮執行及び強制執行をしてはならない。  
との措置命令を求める。

### 申立ての理由

- 申立人は、〇〇市内で建築業を営んでいる。相手方は中小企業に高利資金を融資することを業とし、貸金業者として登録を受けている株式会社である（登録番号 〇〇財務局長（〇）第〇〇号）。〇〇〇〇は、申立人と相手方との金銭消費貸借契約につき、申立人の連帯保証人となっている者であり、〇〇株式会社に勤務する者である。
- 申立人は、平成〇年〇月〇日、相手方との間において、〇〇〇〇を連帯保証人として、金銭消費貸借契約を締結し、以後、相手方は申立人に対し、本日に至るまで、数回の証書の書換えをし、継続的・反復的に利息制限法所定の金利を超える金利で金員を申立人に貸付け、申立人は上記金利による金員を支払ってきた。
- 一方、申立人と相手方との間の金銭消費貸借契約は、利息制限法1条1項に違反する高利であり、相手方は貸金業規制法43条の要件を満たしていないことから、申立人の相手方に対する残存債務を確定させるためには、利息制限法に基づき元本充当計算を行わなければならない。  
その計算結果が、別紙1「金利引直計算書」記載のとおりであり、申立人と相手方との間の残元金は金〇〇円、申立日現在の未払利息は金〇〇円である。
- しかるに、相手方は申立人に対して、下記債権を有しているとして、東京法

務局所属公証人〇〇〇の作成による債務弁済公正証書（平成〇年〇〇〇〇号）を所持している。

## 記

- ① 貸付日 平成〇年〇月〇日
  - ② 弁済期 平成〇年〇月〇日
  - ③ 債権額 金 300 万円
  - ④ 利 息 年 15%
  - ⑤ 損害金 年 29. 2%
  - ⑥ 連帯保証人 〇〇〇〇
- 5 しかしながら、前記 3 記載のとおり、申立人が相手方に支払わなければならない金員は、残元金金〇〇円、未払利息金〇〇円である。
- 6 申立人は相手方に対し、特定調停を申し立て、御庁平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件として係属中である。
- 7 申立人には、取引先に対する売掛金以外見るべき資産はないが、これを差し押えられては、事業の継続は極めて困難となる。
- また、連帯保証人である〇〇〇〇は、〇〇株式会社に勤務するものであるが、同人も〇〇株式会社から受け取る給与以外にみるべき資産がないが、これを差し押えられては、事実上会社に勤務し続けることすら困難になってしまう。
- 8 よって、申立ての趣旨記載の調停前の措置命令ありたく本申立てをする。

## 添付書類

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 金銭消費貸借契約書 | 1 通 |
| 2 債務弁済公正証書  | 1 通 |
| 3 カード利用明細書  | 1 通 |
| 4 金利引直計算書   | 1 通 |
| 5 報告書       | 1 通 |
| 6 資格証明書     | 1 通 |